

## 富山大手町コンベンション株式会社個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び富山市個人情報保護条例(平成17年富山市条例第31号。以下「条例」という。)の趣旨に基づき富山大手町コンベンション株式会社(以下「会社」という。)における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、会社の役員及び従業員(以下「社員等」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、会社の社員等が組織的に利用するものとして、会社が保有しているものをいう。ただし、文書(富山大手町コンベンション株式会社情報公開規程(平成15年3月27日制定。以下「情報公開規程」という。)第2条に規定する文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(会社の責務)

第3条 会社の社長(以下単に「社長」という。)は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保有の制限等)

第4条 社長は、個人情報を保有するに当たっては、所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 社長は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 社長は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の取得の制限)

第5条 社長は、個人情報を取得するときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

2 社長は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、及び利用目的を達成するために当該個人情報が必要か

つ欠くことができないものであるときは、この限りでない。

3 社長は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から取得することが困難であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から取得したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得することが事務又は事業の執行上やむを得ないと認められる場合又は第11条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により取得する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、検討会（第37条第1項に規定する検討会をいう。第11条第2項第6号及び第36条において同じ。）の意見を聴いて、社長が公益上必要があると認めるとき。

（利用目的の明示）

第6条 社長は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、会社又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第7条 社長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第8条 社長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 社長は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、適切な手段により速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(事務を委託する場合の措置)

第9条 社長は、個人情報の取扱いを財団以外の者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する会社の社員等若しくは社員等であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第11条 社長は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、社長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(3) 会社が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上の必要その他相当な理由があるも

のとして検討会の意見を聴いて、社長が認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第12条 社長は、前条第2項第4号から第6号までの規定により、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第13条 社長は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び安全確保の措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算機の結合による保有個人情報の提供をしてはならない。

(個人情報取扱事務の目録の作成等)

第14条 社長は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した目録を作成しなければならない。個人情報を取り扱う事務を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の取得の方法
- (7) 個人情報を経常的に利用目的以外の目的のために自ら利用する場合の事務の名称
- (8) 個人情報を経常的に提供する場合の提供先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、社長が定める事項

2 前項の規定は、会社の社員等又は社員等であった者に係る事務については、適用しない。

3 社長は、第1項の規定による個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、当該事務に係る事項を目録から削除しなければならない。

4 社長は、第1項に規定する目録を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示申出)

第15条 何人も、この規程の定めるところにより、社長に対し、会社の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、この規程の定めるところにより、社長に対し、本人に代わって、会社の保有する当該未成年者又は成年被

後見人を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。

3 死者の個人情報については、次に掲げる者（以下「遺族」という。）は、この規程の定めるところにより、社長に対し、会社の保有する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。

(1) 死者の配偶者（届出をしていないが、死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 死者の子及び父母

(3) 死者の2親等の血族及び1親等の姻族である者（前2号に掲げる者がいないときに限る。）

(4) 法定相続人（前3号に掲げる者を除く。）

（開示申出の手續）

第16条 前条各項の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を社長に提出してしなければならない。

(1) 開示申出をする者の氏名及び住所

(2) 開示申出に係る保有個人情報が記載されている文書の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、社長が定める事項

2 前項の場合において、開示申出をする者は、社長が定めるところにより、開示申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示の申出にあつては当該申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること、前条第3項の規定による開示の申出にあつては当該申出に係る保有個人情報の本人である死者の遺族であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 社長は、第1項に規定する申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、社長は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第17条 社長は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示申出（第15条第3項の規定による開示の申出を除く。）に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 第15条第3項の規定による開示の申出に係る保有個人情報の本人である死者以外の者に開示することが社会通念上適切でない認められ

る情報

(3) 開示申出者(第15条第2項の規定による開示の申出にあつては当該開示の申出に係る保有個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人をいい、同条第3項の規定による開示の申出にあつては当該開示の申出に係る保有個人情報の本人である死者をいう。以下この号(アを除く。)及び次号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として開示申出者(第15条第2項の規定による開示の申出にあつては、当該開示の申出に係る保有個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人をいう。)が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が社員等又は公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員等を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員等、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員等をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該社員等又は当該公務員等の職及び氏名(開示することにより当該社員等又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (6) 会社並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 会社又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、会社又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (8) 法令等の定めるところにより開示することができないと認められる情報

(一部開示)

第18条 社長は、開示申出に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在している

か否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、社長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第20条 社長は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し社長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 社長は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、社長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示申出に係る保有個人情報に、会社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者に関する情報が含まれているときは、社長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、社長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他社長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 社長は、第15条第3項の規定による開示の申出があったときは、開示決定等をするに当たって、当該開示の申出をした者以外の遺族に対し、当該開示の申出に係る第16条第1項第2号に掲げる事項その他社長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示の実施)

第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して社長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、社長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそ



れがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第16条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(費用の負担)

第24条 前条第1項の規定により保有個人情報の開示(閲覧を除く。)を受ける者は、文書の写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(訂正申出)

第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(第23条第1項の規定により開示を受けたもの又は社長から交付を受けた許可書、通知書その他の書類に記載されたものに限る。以下次項及び第3項並びに第31条において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、社長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を申し出ることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、社長に対し、本人に代わって当該保有個人情報の訂正を申し出ることができる

3 死者の個人情報については、遺族は、当該死者を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、社長に対し、当該保有個人情報の訂正を申し出ることができる。

4 前3項の規定による訂正の申出(以下「訂正申出」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日又は許可書、通知書その他の書類の交付を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正申出の手続)

第26条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を社長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正申出をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正申出の趣旨及び理由

2 訂正申出をする者は、社長に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の場合において、訂正申出をする者は、社長が定めるところにより、訂正申出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正の申出にあつては当該申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること、前条第3項の規定による訂正の申出にあつては当該申出に係る保有個人情報の本人である死者の遺族であること)を示す書類を提示し、又は提

出しなければならない。

4 社長は、第1項に規定する申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第27条 社長は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正申出に対する決定等）

第28条 社長は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 社長は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第29条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、社長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

（保有個人情報の提供先への通知）

第30条 社長は、第28条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止申出）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する社長に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。

（1） 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2） 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見

人を本人とする保有個人情報がある前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、社長に対し、本人に代わって当該各号に定める措置を申し出ることができる。

3 死者の個人情報については、遺族は、当該死者を本人とする保有個人情報が第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、社長に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。

4 前3項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の申出（以下「利用停止申出」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日又は許可書、通知書その他の書類の交付を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止申出の手続）

第32条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を社長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止申出の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、社長が定めるところにより、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止の申出にあつては当該申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること、前条第3項の規定による利用停止の申出にあつては当該申出に係る保有個人情報の本人の遺族であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 社長は、第1項に規定する申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第33条 社長は、利用停止申出があつた場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、財団における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止申出に対する決定等）

第34条 社長は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 社長は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、そ

の旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、社長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(異議申出)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服のあるものは、社長に対して、異議の申出をすることができる。

2 前項に規定する異議の申出（以下「異議申出」という。）は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面を提出してしなければならない。

3 社長は、異議申出があったときは、当該異議申出が明らかに不適切であるときを除き、遅滞なく、検討会に照会するものとする。

4 社長は、検討会から前項の照会に係る回答を受けたときは、これを尊重し、速やかに、異議申出をしたものに対して、その結果を書面により回答するものとする。

(検討会の設置等)

第37条 会社に富山大手町コンベンション株式会社個人情報保護検討会（以下「検討会」という。）を置く。

2 検討会は、異議申出に係る審査のほか、第5条第3項第8号及び第11条第2項第6号の規定により社長に意見を述べることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、社長は、第5条第3項第8号若しくは第11条第2項第6号の規定による照会の必要があり、又は前条の規定による異議申出がある都度、検討会を置くことを妨げない。

4 検討会の組織、委員、運営その他必要な事項については、別に定める。

(適用除外)

第38条 法令等に保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関して別に手続が定められているときは、当該保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、第15条から第35条までの規定は、適用しない。

(開示申出等をしようとする者に対する情報の提供等)

第39条 社長は、開示申出、訂正申出又は利用停止申出（以下この条において「開示申出等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示申出等を行うことができるよう、会社が保有する保有個人情報の特定に資

する情報の提供その他開示申出等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第40条 社長は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第41条 この規程の施行に関し必要な事項は、社長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。